

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告ら提出にかかる平成 19 年 4 月 19 日付「原告  
意見書（3）」に対する被告意見（3）

平成 19 年 4 月 20 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴讼代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸

純



第1 鑑定嘱託先に送付すべき資料について

1 鑑定嘱託先に送付すべき資料については、裁判所より、これまでの議論の経過を踏まえてバランスの取れた極めて適切な案が示されたところである。

2 原告らの誤解がどのような理由で生じたかについては定かではないが、貴庁から原被双方に求められたのは、既提出の意見を基礎に貴庁が作成した鑑定事項案について、既提出意見が適正に反映されたか否か確認することであり、これが意見提出のルールであった（以下、「意見提出におけるルール」）。

3 しかるに、原告は、自らのみがより有利な地歩を占めるべく、裁判所の定めた上記ルールを一方的に破って、期限を超えて新たな追加、補充の主張を次々と提出し、このため鑑定嘱託手続が遅延、混乱していることは、一方当事者である被告としても誠に遺憾と考える。

4 被告としては、本件の公平かつ迅速な処理の観点から、鑑定嘱託先に送付すべき資料の扱いについて、改めて被告の意見を整理して申し述べる。

	資料の内容	原告側資料	被告側資料
裁判所案(被告側同意)	実験(鑑定)内容 実験(鑑定)理由(相手方主張に対する反論を含む)	平成18年12月31日付原告準備書面(17) 平成18年12月31日付原告準備書面(17)	平成19年1月22日付準備書面(26) 平成19年3月22日付被告準備書面(35) ※実験理由を説明しつつ、必要に応じ原告主張に対する被告既提出反論部分を再整理 ※反論の体裁及び分量は原告の被告に対する反論の体裁及び分量と平仄を合わせた
原告意見	実験内容に関する意見 実験理由(相手方主張に対する新たな反論を含む)	上記に加え、平成19年4月13日付原告意見書別紙2 被告意見:新規、追加の主張であり、提出自体ルール違反のものである 上記に加え、平成19年4月13日付原告意見書別紙1 被告意見:自己の反論を大量かつ重複して記述しており、添付を許した場合、ボリュームや内容のバランスが取れなくなる。さらに、既に鑑定事項から削除されたGMイネ内部のディフェンシン量計測実験を付加している。	

5 平成19年3月27日に裁判所が送付資料案を作成して以来の経過を整理すれば上記の通りとなる。すなわち、被告側資料準備書面(35)は、原告側資料準備書面(17)が実験内容の趣旨、意義について説明するとともに、相手側への反論をも

含んでいたことから、分量や体裁におけるバランスを取るべく、被告既提出の主張を再整理したものに過ぎず、貴庁においてこれを是とし、貴庁案に反映されたものである。

6 他方、原告が追加を求めてきた原告意見書別紙2は、全く新たな主張を追加するものであり、裁判所が示した意見提出におけるルールに真っ向から反することから、添付はおよそ認められるべきではない。

7 次に、原告意見書別紙1については、被告に対する反論のみを大量に記述したもので、このような主張の添付は、被告主張との間で分量や内容の面でバランスが全く取れないものとなることから、同様に認められるべきではない。

8 また、原告意見書(2)に見合った主張を被告が追加することについても、そもそも裁判所の側で、鑑定先の負担軽減や混乱回避の観点から、双方の主張の最終版のみを添付すると判断されたことに大きく矛盾することとなり、適当ではないと思料する。

9 もちろん、原告意見書(2)を添付するとの決定を裁判所が下した場合には、分量、内容ともにバランスを取るべく、被告としては新たな主張を追加せざるを得ないことは申し上げたところである。

## 第2 供試サンプル中のディフェンシンの量の測定について

原告は、原告意見書(3)の2において、原告意見書別紙1を追加で送付する必要性を主張しているが、標記ディフェンシンの量の測定については、原告はすでに準備書面(17)で主張済みであり、追加で送付する必要性は全くない。

## 第3 被告提出の遺伝子組換えイネの種子について

原告は、2005年度実験で使用した種子を使用すべきと主張するが、2005年実験で使用した種子については、すべて実験で使用済みであり、全く残っていないことを申し述べる。

以上